

那須烏山市過疎地域持続的発展計画（骨子）

■策定の趣旨

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が施行されて以来、これまで4次にわたり過疎対策関係法が議員立法として制定され、各種支援制度が展開されてきました。その結果、過疎地域においては、全国的に住民生活の基盤となる水道や道路等の整備が進み、人口減少や地域経済の縮小、そして、地域コミュニティの低下の抑制に一定の役割を果たしてきました。

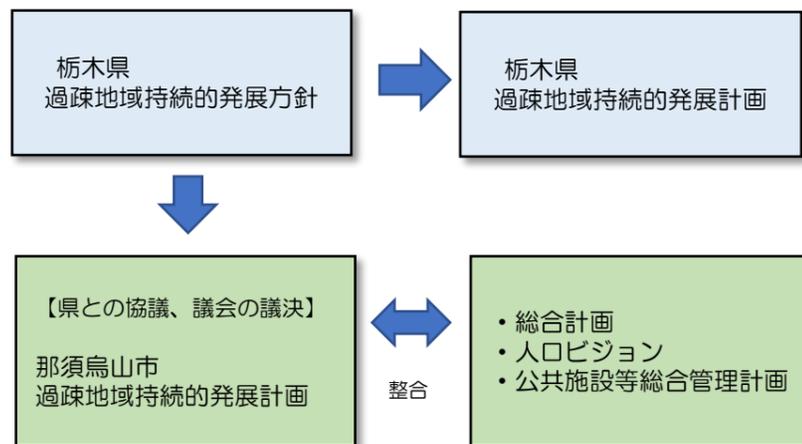
このような状況の中、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で期限を迎えたことに伴い、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新法」という。）」が令和3年4月1日に施行となりました。この新法において、過疎地域の要件である人口基準年の見直しが行われたことにより、本市の一部地域（旧烏山町地域）が新たに過疎地域として指定されることとなりました。

このため、当該地域の持続的な発展を目指し、各種支援制度の積極的な活用による総合的かつ計画的な対策を実施するため、「那須烏山市過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

■計画の位置づけ

本計画は、新法第8条に基づく過疎地域持続的発展市町村計画であり、新法第7条で規定する栃木県が定める「過疎地域持続的発展方針」に基づき策定する。

なお、本市の最上位計画である総合計画や人口ビジョン、公共施設等総合管理計画の考え方を十分に踏まえて策定する。



■計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

■基本的な考え方

本計画は、栃木県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の特性を踏まえて、次のとおり策定します。

（1）栃木県過疎地域持続的発展方針の反映

栃木県が定める「過疎地域持続的発展方針」における基本的方向や分野別の方針を十分に踏まえて策定します。

（2）市の関連する計画との整合性

第2次総合計画に掲げる本市の目指すべき将来像や人口ビジョンにおける目標人口を踏まえて策定するとともに、ハード整備に関する内容については、今年度改定する公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら策定します。

（3）新法に基づく財政支援策の有効活用

本計画に位置づけられた事業を実施するにあたっては、「過疎対策事業債」「産業振興促進事項（地方税の減収補填措置）」を有効に活用し、市の財政負担の軽減に努めながら事業を推進します。

■基本方針

本市は、人口減少、少子高齢化が進んでおり、特に進学や就職、結婚を理由とした若年層の市外への流出や地域の担い手不足等による地域活力の低下が課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地方への関心が高まり、新たなライフスタイルを実現する場として見直されはじめています。また、デジタル技術の活用やグリーン社会の実現、SDGsの視点など、新たな取り組みが求められています。このような状況を踏まえて、本市の持続的発展の基本方針は次のとおりとします。

デジタル技術の進展や新たな日常に対する人々の価値観の変化など新しい時代の流れを的確に捉え、日常生活等に必要なサービスを確保するとともに、「豊富な地域資源を生かした交流人口・関係人口の拡大など転入者の増加につながる積極的なまちづくり」と「市民の誰もが将来にわたり安心・安全・快適に生活できる持続可能なまちづくり」を推進することで、本市からの過度の転出超過を抑制し、過疎地域の持続的な発展を図ります。

■計画の達成状況の評価に関する事項

各種事業については、毎年度、適切に進捗状況を管理するとともに、本計画の評価については、計画の最終年度（令和7年度）において、外部有識者で構成する総合政策審議会でも事業全体の評価を行い、その結果を踏まえて、次期計画を策定することとします。

■基本目標

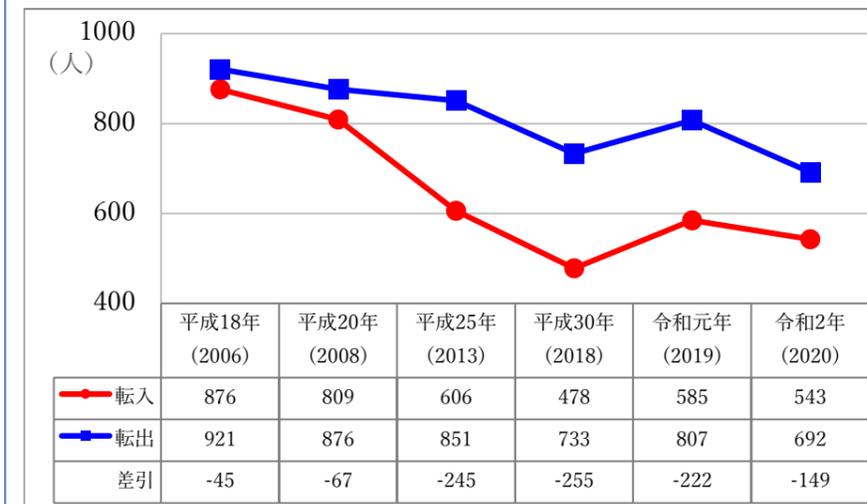
本計画の基本目標は、基本方針に基づき、次のとおりとします。

なお、人口純移動数については、令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果指標との整合性を図り設定しています。

成果指標	直近の数値	目標値（R7）
人口純移動数 （転入者 - 転出者）	▲149人 （令和2年）	▲100人以内 （年間）

※目標値は、市内全域の数値。

転入・転出の推移（住民基本台帳人口動態）



■産業振興促進事項（地方税の減収補填措置）

過疎地域の産業振興を促進するため、過疎地域内において、一定の事業用資産を取得した事業者について、条例等に基づき固定資産税を課税免除した場合は、減収分の75%を普通交付税で補填する措置があり、本市においても、以下のような条例の制定を予定しています。

（仮称）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例

- ▶対象地域：旧烏山町地域
- ▶対象業種：製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業
- ▶適用期間：最初に固定資産税を課すこととなった年度以降3箇年間

■公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「那須烏山市公共施設等総合管理計画」で定める基本的な方針を踏まえたうえで、地域の実情や施設の利用状況を勘案しながら、適正な公共施設等の管理（維持管理・長寿命化、統廃合など）を行うこととします。なお、「那須烏山市公共施設等総合管理計画」については、令和3年度に改訂を行うこととしていますが、本計画においては、改定後の内容とも整合性を図るものとしてします。

分野別の主な施策

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

＜現状・課題＞

- ・人口の社会増減の推移では、近年、年間約 200 人の社会減となっており、若い世代が進学や就職、結婚を機に市外へ転出している。

＜対策＞

- ・若い世代の転出抑制を図るための定住施策の促進、広域的な自治体間の連携、市民協働の推進

＜主な事業計画＞

移住・定住促進事業、空き家等情報バンク事業、八溝地域との連携事業、都市と農村との交流事業、公共の担い手育成事業、地域おこし協力隊事業、烏山学事業

② 産業の振興

＜現状・課題＞

- ・農林業では、従事者の高齢化や担い手不足が深刻であり、商工業では、中小企業の事業承継や商店の後継者不足、空き店舗の増加が課題である。また、観光では、東日本大震災以降、観光客入込数が減少している。

＜対策＞

- ・農林業の振興、商工業の振興、企業誘致、観光の振興

＜主な事業計画＞

農業生産基盤整備事業、テレワーク環境整備事業、着地型観光推進事業、観光施設改修事業、創業者支援事業、ブランド認証事業、農業生産組織等の担い手の育成支援、森林環境譲与税事業、ほか

③ 地域における情報化

＜現状・課題＞

- ・情報通信技術（ICT）が急速に進展し、市民生活や企業活動を取り巻く環境が大きく変化してきている。

＜対策＞

- ・行政サービスの効率化、緊急時における市民への情報伝達手段の充実

＜主な事業計画＞

防災行政無線等緊急情報伝達システム構築事業、行政手続オンライン化事業、キャッシュレス推進事業、テレワーク環境の整備【再掲】

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

＜現状・課題＞

- ・市内の道路や橋りょうは、経年劣化や老朽化が進行し、計画的な整備が必要である。また、公共交通については、JR 烏山駅を中心に各地域を結ぶ効果的な移動手段の確保が必要である。

＜対策＞

- ・道路、橋りょうの整備や維持管理、公共交通網の再構築

＜主な事業計画＞

市道整備事業、橋りょう等長寿命化修繕事業、農林道維持管理・更新事業、公共交通運行事業ほか

⑤ 生活環境の整備

＜現状・課題＞

- ・上下水道施設については、施設や管路の老朽化が進行しているほか、浸水対策が不十分である。また、一般廃棄物については、家庭系ごみの排出量が増加傾向にある。消防・防災については、消防団分団部の統合や消防施設の充実が課題である。

＜対策＞

- ・上下水道施設及び公営住宅の長寿命化や維持管理、一般廃棄物の排出抑制、消防・防災体制の充実・強化

＜主な事業計画＞

水道施設老朽化対策事業、水道施設耐震化事業、下水道施設長寿命化・耐震化事業、農業集落排水施設長寿命化・耐震化事業消防施設整備事業、公営住宅長寿命化事業、ゴミ減量化事業、自主防災組織支援事業

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

＜現状・課題＞

- ・本市の出生数は、平成 18 年の年間 210 人をピークに、令和 2 年には年間 88 人まで減少している。一方で、本市の高齢化率は 37.5%と県平均よりも高く、少子高齢化が進展している。

＜対策＞

- ・子育て支援の充実、高齢者福祉・社会福祉の充実

＜主な事業計画＞

児童福祉施設整備事業（幼・保施設）、高齢者の居場所づくり事業、地域見守り事業、地域包括支援センター運営事業、避難行動要支援者対策事業、ボランティアセンター運営支援ほか

⑦ 医療の確保

＜現状・課題＞

- ・本市の医療体制は、那須南病院が基幹病院として地域医療の中核を担っている。一方で、市内には無医地区に準じる地区が 4 地区（大木須・小木須・小原沢・落合）存在することから、医療提供体制の充実強化が課題である。

＜対策＞

- ・地域医療体制の充実強化

＜主な事業計画＞

- ・那須南病院の運営補助、市立診療所運営事業

⑧ 教育の振興

＜現状・課題＞

- ・児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進行する中、健全な教育環境をどのようにして維持していくかが課題となっています。また、公民館、図書館などの生涯学習施設や体育施設については、多くの施設において老朽化が進んでいる。

＜対策＞

- ・教育の推進、生涯学習の推進、スポーツの振興

＜主な事業計画＞

小中学校長寿命化事業、公民館、図書館施設長寿命化・整備事業、体育施設長寿命化・整備事業、コミュニティ・スクール推進事業、スーパーティーチャー育成事業、小中学校 ICT 活用事業、図書館運営事業

⑨ 集落の整備

＜現状・課題＞

- ・令和 2 年現在で、98 の自治会があり、自治会加入率は約 71%である。人口減少により、地域コミュニティ機能の低下や空き地・空き家の増加、荒廃農地・荒廃森林の増加など集落機能の存続が危ぶまれている。

＜対策＞

- ・持続可能な集落の形成

＜主な事業計画＞

地域見守り事業【再掲】、空き家対策事業、自主防災組織支援事業【再掲】、避難行動要支援者対策事業【再掲】

⑩ 地域文化の振興等

＜現状・課題＞

- ・地域における民俗芸能や年中行事等の継承が困難な地域が出てきており、地域文化の衰退が懸念されている。また、市内にある貴重な文化遺産や様々な文化財を適切に保存し、有効に活用する必要がある。

＜対策＞

- ・文化資産の保存・継承

＜主な事業計画＞

烏山城跡保存・活用事業、文化財保存・継承事業

⑪ 再生可能エネルギーの利用の促進

＜現状・課題＞

- ・新たなクリーン技術を活用したグリーン社会の実現が求められている。再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域住民の生活環境の保全や自然環境との調和を図りながら取り組みを進める必要がある。

＜対策＞

- ・温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの推進

＜主な事業計画＞

市有施設等照明 LED 化事業、温室効果ガス排出削減事業

⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

＜現状・課題＞

- ・近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、本市でも令和元年東日本台風により甚大な被害を受けたことから、国・県と連携し、治水対策を推進する必要がある。また、災害対策本部機能を有する市行政庁舎が未耐震構造であり、老朽化が進んでいることから、危機管理上、早急な対応が必要である。

＜対策＞

- ・国土強靱化

＜主な事業計画＞

那珂川緊急治水対策プロジェクト、本庁舎整備事業